

○厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

平成28年度 算定状況

診断名	人数(延べ)	日数	治療等 (日数(件数))	
			投薬	注射
肺炎	60	368	225(34)	143(26)
尿路感染	29	188	159(24)	29(5)
带状疱疹	0	0	0	0
合計	89	556	384(58)	172(31)

算定条件

- 1 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を要する状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 2 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
- 3 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状況は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。)
- 4 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5 請求に際しては、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 6 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。